

**住所異動にともなう
そのほかの手続き**

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカード(マイナンバーカードは所持者のみ)が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ・口座番号のわかるものと銀行の届出印 ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。				市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階:窓口5番) ☎52-1111(代) (内線219・261)
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 				市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階:窓口6番) ☎52-1111(代) (内線216)
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金証書 				市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口4・5番) ☎52-1111(代) (内線217・227)
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 				市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口4・5番) ☎52-1111(代) (内線217・227)
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ・健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。				市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口4・5番) ☎52-1111(代) (内線217・227)
ごみの収集	/				市民生活グループ (市役所1階:窓口7番) ☎52-1111(代) (内線265)
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は登録・異動届をしてください。				市民生活グループ (市役所1階:窓口7番) ☎52-1111(代) (内線265)
上水道の使用 開始・中止	/				上下水道グループ (市役所2階:窓口23番) ☎52-1111(代) (内線277)
児童手当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(代) (内線362) ※詳しくは問い合わせてください。
	・印鑑	○	○	○	
	・申請者名義の預金通帳または振込先がわかるもの	○	/	/	
	・申請者の健康保険被保険者証の写し	○	/	/	
・児童手当用所得証明書	○	/	/		
児童・生徒の異動 園児の異動	/				<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営グループ ・こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(代) (内線 学校:345/園:316)
妊婦・産婦・乳児健康診査 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・印鑑 ・前住所地発行の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票(所有している方のみ) ※転入時のみ手続きが必要です。				保健福祉グループ (いきいき広場2階) ☎52-9871